

# 特定生産緑地(流山市)の解除

令和6年11月21日

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積		備考
			特定生産緑地		
			既に指定されている区域	解除する区域	
R4-18	流山市東深井地内	18	約 992 m <sup>2</sup>	約 992 m <sup>2</sup>	

「区域は解除図表示のとおり」